

テミス通信

Vol.009

2021年
秋号



「世界自然遺産に登録された沖縄県北部「やんばるの森」(沖縄タイムス社提供)」

今季号のトピック

SDGsと山原・西表の世界自然遺産登録

……………当山尚幸

「ウルトラマンと私」……………高良祐之

相続登記の申請の義務化について

～相続した財産、放置していませんか？

……………当山恵子

当山フェロウシップ生、司法試験合格の報告

……………成田清子

……………前津健治

 当山法律事務所

※テミスとは・・・ギリシャ神話の正義の女神。
目隠しをして剣と天秤を持ち、司法・裁判の公正さを示す。



所長／弁護士
当山 尚幸
Naoyuki Touyama
(沖縄弁護士会所属)

SDGsと 山原・西表の 世界自然遺産登録



沖縄自動車道で北進する際、石川を過ぎた当たりから何故か心が癒されます。那覇市に住んでいると一日中コンクリートの地面と壁に囲まれ、心まで固くなっている気がします。山原の緑の森を眼にすると、在るべき所に身を置いているような気分になるのです。

産業革命以来、我々人間は、おのれの欲求を満たすために、地球の自然を破壊し続けてきました。地球温暖化は、その一徴表ではないでしょうか。このままでは、海面上昇による海岸線の水没、干潟消失、高波、台風の大規模化、予測を超えた豪雨、地域によっては逆に深刻な乾燥問題、山火事による森林の消失、砂漠化、農作物の不作、動物の減少、水不足、ひいては人間の飢餓、病気の蔓延につながると思われます。

SDGsは、素晴らしいことだと思います。しかしながら、一七の目標の中で、「気候変動に具体的対策を」の項目が一

三番目にきているのは解せません。一番から一二番まで、いわば人間の欲求の表われだからです。そもそも「持続可能な開発目標」ということは、自然破壊も持続していくことを意味していませんでしょうか。

かような折、山原・西表の世界自然遺産登録は誠に喜ばしいことだと思えます。自然環境を守ることなくして、私達人間の持続可能な生存はあり得ないと思うからです。

東京オリンピックにおける喜友名諒選手(空手)、平良海馬選手(野球)の金メダルは、小さな島の県民に大きな感動をもたらしました。山原・西表の世界自然遺産登録も金メダルに値すると思えます。うつつとしたコロナ禍の中、彩雲を見つけた気分です。今後は、これらの自然遺産の保全を主眼にしつつ、この登録結果をどのように活用していくかが問われます。

「ウルトラマンと私」

Column

No.009

皆さんやお子さんの好きなヒーローものって、何でしょうか。私は小学生の頃、ウルトラマンやゴジラが大好きでした。まだレンタルビデオ店なんて無いので、作品のストーリーや怪獣は本で読むしかありません。漢字を覚えたのは、ドラえもん等のマンガや怪獣図鑑からだったように思います。友達とさんざん怪獣カードを交換しましたし、今でもバルタン星人やメカゴジラの絵を描けます(汗)。

ところで、ウルトラマンのメイン脚本家が金城哲夫さんや上原正三さんという沖縄出身者で、初期作品の多数を担って円谷プロの最大の功労者とまで言われていることはご存じでしょうか。光の国(沖縄のニライカナイ伝説由来)、頭のでっかいチブル星人、キングジョー(金城)などは沖縄から来ています。またその作品には、人類こそ地球の侵略者だったとする(「ノンマルトの使者」)、人種差別の残酷さを描いた作品(「怪獣使いと少年」)など、子供作品とは思えないテーマの異色の作品が有名で、これは基地問題や本土との差別問題に揺れる沖縄の歴史や社会情勢が投影されたといわれています(近年異論もあり)。

金城哲夫さんは今では南風原町の町おこしで取り上げられ、認知度があがってきました。子供ころに私は、その自宅(料亭)に押しかけています。たまたま母が哲夫さんの奥さんと同級生で、半ば呆れる母を拝み倒して連れて行って貰ったのです。

目的は、各ストーリーを知るためにその脚本群を読ませてもらうこと。あまりの熱の入れように、奥さんから1、2冊貰って良いと言われ頂いた1冊が、シリーズ屈指の名作ウルトラセブンの第一話「姿なき侵略者」の脚本(!)。直筆での修正跡までであるもので、今でも貴重な私の宝となっています。

大人になったいま、さすがに新シリーズのウルトラマンまで見ているわけではありませんが、今に続くシリーズの骨幹を沖縄出身者が作り上げたというのは地元として誇らしいですね。私の子どもはまだ小さいですが、一緒にウルトラマンのDVDを見ながら、昔とった杵柄でウルトラ談義できる日を夢見ています(高良)。



税理士・司法書士
当山 恵子
Keiko Touyama

相続登記の申請の

義務化について

相続した財産、放置していませんか？

1 はじめに
少子高齢化社会が問題になって久しい日本では、これから高齢化がさらに進み「多死社会」が到来すると言われており、これに伴い相続登記は大きな課題となっています。

従来は、相続が開始しても登記が義務化されていなかったため、これを放置する方も多くいたのですが、登記未了であるがゆえに、いわゆる「所有者不明土地」となった土地が日本には多数(実に、登記簿に記された土地の二割以上)存在します。

かかる問題を解決するため、令和3年4月21日、国会で相続登記を義務化する法律が成立しました。本記事では、相続登記をしないデメリットについて、およびこの法律について、簡単に説明いたします。

2 相続登記をしないデメリット

前述した「所有者不明土地」とは、登記簿から所有者が判明しない土地や、所有者が判明しているものの転居して連絡先が分からぬ土地などをいいます。土地の名義人が亡くなった後、登記しないうちに相続人が多くなり、相続人全員との連絡が困難になった場合などが考えられます。こうした場合、亡祖先名義の実家を売却したり利用したりするとき、以下のようなデメリットが生じます。

①手続きに時間がかかる

このような事例では相続人の調査に時間がかかったり、連絡すべき人が膨大な数にのぼるなどして、手続きに時間がかかり、すぐに売ることができないこととなります。

②コミュニケーションが難航する

相続人が多数いる場合、中には疎遠になってしまっている方がいることも考えられます。特に沖縄

では、外国の方と結婚して日本を出てしまっている方が相続人となっていることも珍しくありません。このような方と相続について協議する場合、お互いの意識の無さから円滑な協議が難しくなることも多いです。

③公益上のデメリット

上記のように手続きに時間とコストがかかる結果、公共事業や再開発に遅延が生じたり、災害が起きた際の用地取得が難しくなったりします。

3 制度説明

以上のような問題の解決のため、新たに相続登記を義務化する法律が成立しました。関係法は多岐にわたりますが、大きな改正点は以下の3つです。

①相続登記の申請の義務化

相続が開始した場合、相続人は、相続の開始を知って、かつ、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請しなければならなくなります。

遺産分割をした場合は、分割の日から3年以内に登記が義務づけられます。例えば協議が1年後にまとまった場合は、その日から3年以内に申請しなければいけません。

正当な理由なくこれらの申請をしなかった場合は、10万円以下の過料を求められます。3年後から施行される見通しです。

②「相続人申告登記」(仮称)の新設

申請義務を負う者が、(ア)登記名義人について相続を開始したこと、および(イ)自分が相続人であることを登記所に申し出れば、①で説明した義務を履行したものとみなされるものです。単独で申請でき、必要な書類も簡略化されるなど、登記の手続的な負担を軽減するための制度です。

ただし、この登記はいわゆる相続登記(相続を原因とする所有権移転登記)ではないので、この登記の後、遺産分割協議によって所有権の不動産の所有者となった者は、その分割の日から3年以内に所有権移転登記を申請しなければなりません。正当な理由なくこの申請をしなかった場合は、10万円以下の過料を払わなければなりません。3年後から施行される見通しです。

③所有権の登記名義人の氏名や名称、住所の変更の登記の義務付け

所有権の登記名義人が転居して住所が変わったり、結婚などで氏名に変更があったりした場合に、これらの変更のあった日から2年以内に申請しなければならなりません。また、外国に居住する方は、国内における連絡先を登記しなければならなりません。正当な理由なく申請しなかった場合は、5万円以下の過料を払わなければなりません。

4 相続した土地を国庫帰属させることも可能に

せっかく土地を相続したとしても、山林など利用が難しく管理コストのかかるものであった場合には、土地を手放したいと考える方もいらっしゃると思います。そこで、相続または遺贈によって土地を取得した相続人は、法務大臣に申請し、承認を受ければ、10年分の土地管理費用相当額の負担金を納付することで土地を国庫帰属させられるようになります。ただし、一定の要件に該当しない土地であることが必要です。建物のある土地、担保権の設定のある土地、通路など他人によって使用されている土地などは、国庫帰属が認められない土地の一例です。

5 おわりに

今回は相続登記の義務化とその関連制度について簡単に説明しました。本制度は相続登記をしない方に厳罰を課すものではなく、あくまで「相続があったらちゃんと登記しよう」という意識を根付かせるためのものです。相続が開始したけど負担に感じて今まで登記手続を放置されていた方や本制度について詳しく知りたい方は、お気軽に当事務所の司法書士までお尋ね下さい。

当山フェローシップ生、司法試験合格の報告



第74期司法修習生
成田 清子
Sayako Narita

第74期司法修習生の成田清子と申します。私は、当山フェローシップ生として、当山先生からご支援をいただいております。この度、令和2年法試験に合格することができました。私は、1期生として採用されたのですが、後輩達が続々と合格する中、今回ようやく合格することができ、胸を撫で下ろしております(笑)。

当山フェローシップ制度とは、当山先生が琉球大学法科大学院の学生を対象に、給付型の奨学金を支援して下さる制度です。法科大学院を経て司法試験を受験するためには、在学中の学費や書籍代、受験料や受験に伴う宿泊費など、多大なお金がかかりますが、私は、当山フェローシップ制度のおかげで、在学中の学費や法律書の経済的負担を気にすることなく勉学に励むことができました。

また、当山先生は、在学中だけではなく、卒業してからも定期的に連絡をくださり、常にフェローシップ生のことを気にかけてくださいました。特に、不合格の報告を電話でしたときにいただいた温かい励ましのお言葉は、精神的な励みになりました。長い受験生活で、何度も諦めそうになったのですが、その度に当山先生からの言葉を思い出し、また頑張ろうという気持ちになりました。そのため、今回ようやく合格のご報告をすることができ、とても嬉しく思います。当山先生、本当にありがとうございました。

現在は、司法修習生として、広島で修習に励んでいます。司法修習での日々は、毎日新しい発見の連続で、法曹という職業が常に勉強の連続であることを改めて痛感しています。この貴重な機会に、法曹として必要なたくさんの方を吸収できるよう頑張ります。また、コロナ禍で制限がありますが、限られた広島での修習生活を精一杯満喫しようと思っております。

司法修習終了後は、いよいよ弁護士としての日々が始まります。分からないことだらけで不安ですが、長い受験生活を支えてくださった当山先生をはじめとする周囲の方々への感謝の気持ちを忘れず、法曹として少しでも恩返しができるよう日々精進してまいります。

末筆ながら、当山先生並びに当山法律事務所の皆様のご発展を心より願っております。



第74期司法修習生
前津 健治
Kenji Maetsu

1 選考面接
当山フェローシップ奨学金の選考面接を受けた時、私は31歳でした。過去に5回司法試験を受けるも不合格という結果に終わり、就職もせずにもう一度ロースクールに入り直すのです。友人らは社会人となり、家庭も持つて立派にやっているのに、私は一体何をしているのだろうか。ここで人生間違ったのだらうと自問自答していました。この様な私の悩みを見透かされたように、選考面接では厳しいことも言われ、まさに自分の置かれている現実をまざまざと見せつけられた気がしました。

私の答えは、再びロースクールで学び直して1回で合格することです。勝算はありません。過去5回の司法試験は不合格だったものの、一度も後退することなく順位を上げてきました。あと1回、試験を受けたら合格するとの自信はあったのです。

2 二度目のロースクール

早稲田大学ロースクールを修了したものの、5回の不合格を経て再び琉球大学ロースクールへ入り直すこととなった私は、上記の面接後、なんとか当山フェローシップ奨学金をいただけたことになりました。入学金、学費、交通費、書籍代、模試代、福岡会場への渡航費、宿泊代、学ぶにはお金がかかります。早稲田時代にすでに数百万円単位の奨学金を借りてきた私にとって、当山フェローシップは新たな借金を背負うことなく勉強を継続することができた有難い支援でした。金銭面での支援を得ることができたので、あとは合格に向かって過去問演習を積んでいくだけです。琉球大学では、演習を中心とした授業が充実していたほか、第4期当山フェローシップ生の新城安太君をはじめ、本気で試験に臨んでいる学生に出会ったり、当山法律事務所にて宮城哲先生に指導を受けたり、沖縄弁護士会の制度を使って保田盛法律事務所の仲宗根先生に添削を受けたり、様々な支援を受けることができました。この様な支援のおかげで、卒業後1回で合格することができました。

3 東北へ

3 修習地は秋田となりました。思えば3・11東日本大震災の際、私は東京にいました。数ヶ月に渡って、スーパーには商品が並び、電力不足で街に灯りは無く、電車は引続き遅延、放射線は関東まで飛散し、繰り返される余震と計画停電に翻弄されていました。社会人の友人らがボランティアとして活躍する中、私は淡々と勉強を継続するしかないという歯痒い思いをしまし、震災から10年という節目に縁を感じ、実務家としての1年目は東北で始めようと考えています。

コロナ禍で司法試験延期、4月開始の導入修習はオンライン、75期と修習期が重なるなど異例づくめの74期です。当山先生の御支援に感謝申し上げます。



当山法律事務所

〒900-0014
沖縄県那覇市松尾2丁目16番52号
松尾公園テミスビル4階
TEL: 098-869-2700
FAX: 098-869-2701
(1階に無料駐車場完備)

<http://www.touyama-law.com>

詳しくはこちら！

経歴等は
当事務所ホームページ
を御覧ください

当山 法律
で検索！

